平成２５年（フ）第３２３号
静岡県伊豆市姫之湯418番地の１
破産者　塩谷　盛夫
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
福島県いわき市内郷内町桜本86番地の15、前住所静岡県静岡市清水区蒲原小金460番地の８
破産者　渡辺　元義
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７６号
静岡県富士市大淵2445番地の１　ダンサプリメーロ103号、前住所静岡県富士市大淵2217番地の10
破産者　菊池　利次
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０５号
静岡県富士市松岡1457番地の110、前住所静岡県富士市宮島731番地の47
破産者　権守　直樹
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８３号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目20番15号　栄ハイツ101号
破産者　大石　　誠
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目20番15号　栄ハイツ101号
破産者　大石　淑栄
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５７１号
京都市上京区浄福寺通五辻下る有馬町184番地　メガロコーブ西陣２号棟173号
破産者　松村　　優
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
奈良市神殿町280　マンション西田302号室、開始決定時の住所奈良市南京終町２丁目262番地の１　イングス奈良大安寺407号
破産者　クリアナチュレ・レンタルウオッチ梅田こと　上野久美代
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５３号
奈良県天理市檜垣町93番地１
破産者　巽　　清司
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６号
香川県高松市牟礼町牟礼660番地16
破産者　上田　　仁
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４４号
高知市追手筋１丁目９番31号
破産者　宮尾　知明
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８８号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2018番地10
破産者　辻田美和子
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３９号
熊本市南区城南町東阿高961番地
破産者　柴田　博之
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４４０号
熊本市南区城南町東阿高961番地
破産者　柴田由美子
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2973番地３
破産者　淵脇　常久
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目43番10号　フルール園田101号
破産者　五反田昭徳
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第３４６号
福岡市東区香椎駅東４丁目48番10号
破産者　株式会社マイズ
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００４９号
東京都台東区元浅草１丁目20番４号
破産者　大塩株式会社
１　決定年月日　平成26年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部